

○財務省告示第三百四十六号

(明治二十九年法律第五号)

第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十一年九月十七日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

財務大臣 藤井 裕久

(別表)

										動券利 ・へ付 物國 年価庫 連債	称國 債 の 名
					第六回	第五回	第三回	第二回		記 号	
					十五億円	十五億円	十五億円	十二億円	三億円	総額 額面金額の	
十六億円	十五億円	三億円	十五億円	十五億円	五億円	八億円	百億円	十二億円	十億円	三億円	総額 額面金額の
九十二円五十九銭	九十二円五十八銭	九十二円五十五銭	九十二円四十九銭	九十二円四十四銭	九十二円三十五銭	九十二円八十五銭	九十二円七十四銭	九十二円五十八銭	九十七円五銭	九十七円	た額 りの買 入価格 百円當



合 計	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	第 十 六 回	〃	〃	〃	〃	第 十 五 回	〃	〃	〃	〃
一 千 百 四 億 円	九 十 六 億 円	百 億 円	九 億 円	二 億 円	五 十 億 円	二 十 億 円	二 億 円	六 十七 億 円	百 五 億 円	五 十 億 円	二 十一 億 円
	九 十 二 円 五 十五 錢	九 十 二 円 五 十 錢	九 十 三 円 五 十 錢	九 十 三 円 四 十 錢	九 十 三 円 四 十 錢	九 十 三 円 三 十九 錢	九 十 三 円 三 十五 錢	九 十 二 円 二 十六 錢	九 十 二 円 二 十四 錢	九 十 二 円 十六 錢	九 十 二 円 十五 錢